

特集 文教施策の進展 平成10年度の展望

- 8 総説
 - 文部行政全般の進展／各分野の文教施策の展開
- 11 文教施策の総合的推進
 - 教育改革の推進／文教施策のための調査研究の充実／「我が国の文教施策」（教育白書）の刊行／教職員の生涯生活設計の推進
- 13 生涯学習
 - 生涯学習の振興／生涯学習の振興のための施策
- 16 初等中等教育
 - 初等中等教育の概況／教育内容・方法の改善／学校週五日制の推進／生徒指導の充実／進路指導の改善／充実／国際化・情報化への対応／高等学校教育の改革と中高一貫教育／幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興／よりよい教科書の提供／学級編制及び教職員配置の改善／教育の資質能力の向上／教育委員会を中心とする地方教育行政制度及び運用の改善／公立学校施設の整備／海外子女・帰国子女教育の充実／外国人子女教育の推進／人権教育の振興
- 26 高等教育
 - 高等教育改革の推進／リベリッシュ教育の推進／理工系人材の養成／医療人の育成／大学院の充実・強化／国立大学の整備・充実等／公立大学等に対する助成／大学入学者選抜の改善／育英奨学事業の充実／学生の就職・学生等の就業体験（インターンシップ）の推進／マルチメディアの活用
- 32 私立学校
 - 私学行政の概況／私学助成の充実
- 34 学術研究
 - 学術研究の振興／科学研究費補助金と出資制度の拡充／若手研究者の養成・確保／学術研究体制の整備／基礎研究の重点的推進／学術研究の社会的協力・連携の推進／研究評価の充実
- 39 社会教育
 - 時代の要請にこたえる社会教育事業の充実／社会教育の諸条件の整備
- 42 スポーツの振興と健康教育
 - 体育・スポーツ行政の概況／生涯スポーツの推進／競技スポーツの振興／学校における体育・スポーツの充実／健康教育の充実
- 49 文化
 - 文化政策の推進／芸術文化の振興／文化財の次世代への継承・発展／アイヌ文化の振興／文化発信のための基盤整備
- 54 国際交流・協力
 - 国際交流・協力の概況／留学生交流／教育の国際交流・協力／学術の国際交流・協力／文化の国際交流・協力の推進／スポーツの国際交流／国際機関を通じた協力
- 58 情報化の推進
 - 情報化施策の概況／情報化の進展に対応した各分野の取組
- 60 文教施設
 - 文教施設整備の展開／新たな時代に応じた文教施設の取組／国立学校施設の高度化・多様化の推進
- 62 平成一〇年度予算／文部省の機構・定員／文教関係の税制

カラー

- 1 記念館めぐり●ゆかりの地を訪ねて
静岡市立芹沢銈介美術館（静岡県）
- 4 天然記念物歳時記
釧路湿原
- 表2 名作シリーズ
聖なる象
- 表3 文化財紹介
置賜の登拝習俗用具及び行屋

- 6 私と教育、私として
ピーター・フランクル
- 68 焦点―文教施策
中教審ユース
- 70 都道府県発
●教育・学術・文化・スポーツニュース
茨城県、滋賀県、富山県入善町、京都市
- 78 海外教育ユース
佐野金吾
- 82 私の選んだ一冊
鑑賞席
- 83 編集後記

文 化

1 文化政策の推進

文化は、個々人の心の豊かさや地域社会の心のつながりを取り戻し、生涯を通じた「心の教育」において重要な役割を果たすとともに、国や社会に活力を与える基盤となるものである。国際社会においては、文化は一国のありどころとして大きな意味を持っているとともに、文化による国際貢献が求められている。

このような認識の下、文化庁では、文化基盤の整備・充実に努めていくこととしており、芸術文化の振興や文化財の保存・活用、文化の国際交流・協力など、文化振興のための各種施策を積極的に推進している。

平成一〇年三月には、文化庁において、今後の文化振興方策の基本的方向を示す「文化振興マスタープラン」を策定した。この中で

は、子どもたちの文化活動や鑑賞の機会を充実するための施策を「地域子ども文化プラン」と位置づけ推進していくことなどを盛り込んでいる。

平成一〇年度予算においては、①芸術創造活動の推進、②芸術文化に親しむ機会の充実、③文化財の次世代への継承、④文化発信のための基盤整備などの諸施策を推進するため、厳しい財政状況の中、対前年度比一・一％減の総額八一九億円を計上したところである。

2 芸術文化の振興

(1) 芸術創造活動の推進

① 芸術創造活動の推進（アーツプラン21）

文化庁では、「アーツプラン21」を創設し、二一世紀の文化立国を目指して芸術創造活動の支援の抜本的拡充を図ってきたところであ

るが、平成一〇年度においては、これらの支援の一層の拡充を図ることとしている。

「アーツプラン21」は、①芸術創造特別支援事業（我が国舞台芸術の水準を高めるため、その牽引力となることが期待される芸術団体に対する重点的支援）、②国際芸術交流推進事業（国際的な芸術交流を推進するため、海外フェスティバル参加等の海外公演への支援を行うほか、平成一〇年度からは、新たに「我が国で行われる舞台芸術の国際フェスティバル」への支援を予定）、③芸術創造基盤整備事業（我が国の次代の芸術界を担う若手芸術家の養成・研修、芸術活動の調査研究など、統括芸術団体が行うソフト基盤の整備を支援）、④舞台芸術振興事業（日本芸術文化振興会（芸術文化振興基金）を経由する補助金により、我が国の舞台芸術の水準向上に資する優れた公演を支援）の四事業からなっており、芸術家・芸術団体の芸術創造活動に対する支援を行っている。

(一) 新国立劇場の整備・充実

平成九年一〇月に開場した新国立劇場は、平成一〇年二月までの開場記念公演を終了し、四月からは通常年度の公演を開始する。これに伴い、我が国現代舞台芸術の一層の充実発展を図り、また広く芸術文化を享受できる場とするため、公演事業では、創作的な公演やレパートリーの蓄積を目指すといった分野ごとの方針に沿って自主制作の公演を基本にして活動することとしている。

このほか、芸術文化の普及理解の一助に資するための鑑賞教室や、いわゆる貸し劇場を行うほか、研修事業については、オペラ歌手育成のための研修を開始することとしている。

(三) 若手芸術家の養成

我が国の若手芸術家の海外や国内における専門的な研修を行う機会や、海外の芸術家が我が国で研修を行う機会を提供するため、「芸術フェローシップ」を実施しており、平成一〇年度においては、アメリカへの派遣研修員数の拡充を図ることとしている。

(四) メディア芸術の振興

コンピュータ・グラフィックス等のメディア芸術の創作活動を支援するため、インターネットを活用した情報提供システム「メディア芸術プラザ」を新たに設けるほか、メディア芸術作品の発表・顕彰の場を提供する「メ

ディア芸術祭」を引き続き実施する。

一方、映画芸術の振興を図るため、新しい才能を発掘するシナリオコンクールへの支援を新たにを行うほか、国際映画祭への参加に対する支援の拡充や、貴重な映画フィルム修復事業の拡充など、我が国映画芸術振興の拠点である東京国立近代美術館フィルムセンターの整備・充実を図ることとしている。

(2) 地域文化の振興

(一) 地域における芸術文化の創造活動の促進
地域に根ざした優れた芸術文化活動が全国各地で行われるようにするために、「文化のまちづくり事業」を実施する。この事業において、地域の文化遺産などを活かしながら、特色ある芸術文化を創造、蓄積、発信することを通じてまちづくりを行う地方公共団体等を支援する。

また、国内外の若き鋭い芸術家を招聘し、地域に一定期間滞在して、創作活動を行うことにより、高度で独創性にあふれた芸術文化の創造を図る「アーティスト・イン・レジデンス事業（国際芸術家村事業）」を平成九年度から実施している。

(二) 芸術鑑賞機会の充実

全国各地において、国民が優れた舞台芸術を直接鑑賞できるように、「移動芸術祭」、「こ

ども芸術劇場」、「青少年芸術劇場」を実施するとともに、小・中・高等学校の学校教育の場において、優れた舞台芸術に触れ、参加することを通じて豊かな心を持ち、主体的に判断、行動できる子どもの育成を図る「舞台芸術ふれあい教室」を実施する。

また、大都市以外の地域においても、優れた美術作品や文化財を身近に鑑賞できるように、「国立博物館・美術館等所蔵名品巡回展」等を実施する。

(三) 公立文化施設の活性化支援

文化会館が、自ら公演を企画するなど主体的な活動を展開する上で不可欠な芸術文化情報やノウハウを提供するため、専門家（アドバイザー）による助言等を行う「芸術情報プラザ」事業を実施する。

(四) 地域における文化を支える人材の育成
文化施設の運営に携わる職員の資質の向上を図るため、文化会館のアートマネジメントや舞台技術に関する研修を行うほか、公私立博物館・美術館の人文系学芸担当職員を対象とした「キュレーター研修（上級・中級）」等を実施する。

(五) 地域住民の芸術文化活動への参加の奨励
文化活動に参加したいという人々の意欲を喚起するとともに、国民の文化活動の水準が高められるよう、全国規模の文化の祭典であ



る「国民文化祭」を今年度は、「二一世紀へ文化をおこす豊の風」をメインテーマに大分県で開催する（一〇月一七日～二六日）。

また、高校生の創造活動の水準を向上させ、相互に交流が深まるよう、「空高く 創造の鳥 舞い上がれ」をテーマに、鳥取県で第二回全国高等学校総合文化祭を開催する（八月七日～一日）。

(3) 国語施策の推進

これまでの国語施策は主として表記に関する事項について立案、実施されてきたが、国語をめぐる社会状況の著しい変化を踏まえ、

平成五年一月に国語審議会に対し「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」諮問が行われた。これを受け、同審議会では「言葉遣いに関すること」、「情報化への対応に関すること」、「国際社会への対応に関すること」を中心に審議を行い、平成七年一月には、審議経過報告を文部大臣に行なった。

平成八年七月に発足した第二期国語審議会では、同報告を踏まえ、パソコン等の急速な普及の中で問題となつて「漢字の字体」や「敬語を中心とする言葉遣い」の問題について、集中した審議を進めている。特に漢字の字体の問題については、本年七月までに「字体表試案」をとりまとめる予定である。

さらに、引き続き「ことば」シリーズ（冊子）等の作成・配布等を行うほか、日本語教育の指導内容・方法の充実を図るため、言語政策の在り方に関する調査研究を新たに実施することとしている。

(4) 著作権施策の展開

著作権制度は、文化的な活動の所産である著作物の創作行為にインセンティブを与えるために不可欠な制度である。文化庁においては、近年の情報技術の発達等による著作物の利用形態の多様化、社会経済情勢の変化などを踏まえ、著作権制度の改善を随時行っている。なお、著作権に関する国内外の諸問題に

戦略的・機動的に対応できるようにするため、今年度から著作権担当の審議官及び国際著作権課が設置されることとなっている。

(一) 情報化の進展に対応した著作権施策の展開等

平成八年末にWIPO（世界的所有権機関）において採択された新条約の早期批准を目指しつつ、近年のデジタル化、ネットワーク化の進展に伴う著作物の利用形態の多様化に対応するため、著作権制度の一層の改善を図る。また、適切かつ円滑な権利処理体制の整備を図るため、権利の集中管理制度の在り方について検討を行うほか、「著作権権利情報集中機構（J-CIS）」（仮称）の実現に向けた調査研究の推進や関係団体間の協議を促進するための支援を行う。

(二) 国際的協力の推進

著作権分野における国際的協力として、WIPO等における新条約策定作業等への積極的参画や、途上国を対象としたセミナー、研修等を引き続き実施する。また、平成一〇年度からは、「海賊版防止対策事業」を新たに実施するとともに、JICA（国際協力事業団）との協力による研修プログラムを開始する予定である。

(三) 著作権の保護意識の向上

著作権保護の実効性を確保するためには、著作権に対する国民の一層の理解が必要であ

る。このため、文化庁では、各種の講習会の開催、資料の発行等を通じ、著作権保護に対する国民の意識の高揚に努めている。

また、平成八年度からは、中学校の生徒が著作権について学習できるようわかりやすく解説した著作権読本を作成し、全国の中学校等に毎年度配布している。

さらに、平成一〇年度から新たに、小・中・高等学校の教員を対象とした教職員著作権講習会を実施する。

⑤ 宗教行政の推進

現在、我が国には、教派、宗派、教団といった大規模な宗教団体をはじめ、神社、寺院、教会等の様々な宗教団体が存在し、多様な宗教活動を行っている。そのうち、約一八万四〇〇〇の宗教団体が宗教法人法に基づく宗教法人となっている。

現在の宗教法人制度を規定する宗教法人法は、昭和二六年四月三日に公布、施行された。同法の目的は、宗教団体に法人格を与え、宗教団体が自由でかつ自主的な活動をするための物的基礎を確保することにある。

平成七年二月の宗教法人法の一部改正（八年九月施行）により、財務関係書類等の所轄庁への提出が、新たに宗教法人に義務づけられた。これは、施行日以後に始まる会計年度

に係る書類から適用されることから、平成一〇年度に本格的に開始することになるため、文化庁では、提出書類について簡潔に解説したガイドブックを作成して都道府県や宗教法人に配布するなど、書類提出が円滑に行われるように努めている。この書類の提出により、従来その把握が困難であった、いわゆる不活動宗教法人の実態把握がある程度可能となる。

このほか、都道府県知事所管法人を含む不活動宗教法人の整理促進に重点的に取り組んでいる。

③ 文化財の次世代への継承・発展

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎となるものであることから、その適切な保存・活用を図ることが極めて重要である。

このため、文化庁においては、本年度も引き続き、文化財を大切に保存して次世代に継承するとともに、積極的に公開・活用し、広く国民に親しまれるように、次のような施策に取り組むこととしている。

(1) 文化財のふれあい推進

子どもたちが、ふるさとの歴史や文化に誇りを持ちながら心豊かに成長していくために、地域における次世代への文化継承活動の推進を支援するための研究開発を都道府県教育委員会に委嘱する「ふるさと文化継承活動支援事業」を新たに実施する。

また、子どもたちが、親や地域の人々と共に史跡等を通じて主体的に学び、ふれあうことにより、精神的な豊かさを実感し、そのことが「心の教育」の充実につながるという観点から、史跡等の活用を総合的・複合的に行うためのモデル事業として、地方公共団体にその活用促進のための研究開発を委嘱し、その成果を全国に普及する「ふれあい歴史のさと事業」を新たに実施する。

(2) 史跡等の保存整備・活用

史跡等を将来にわたって保存するとともに広く活用するため、地域の歴史の文化の拠点となる史跡等について学習機能・複合的整備を行う「歴史ロマン再生事業（地方拠点史跡等総合整備事業）」の充実を図る。

また、史跡等の保存のため、地方公共団体が行う史跡等の指定地の公有化事業に対する国庫補助の充実を図る。

保を図る。

また、文化財の保存に欠かせない選定保存技術の保持者が行う後継者養成事業の補助対象人数を三六名から四一名に拡充し、選定保存技術の後継者の養成・確保を図る。

④ アイヌ文化の振興

平成九年五月、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が成立したところである。文化庁においては、同法に基づく指定法人に対して、アイヌ関連施策の推進の経費の一部を補助するなど、本年度においても引き続きアイヌ文化の振興等のための施策を積極的に推進することとしている。

⑤ 文化発信のための基盤整備

国立文化施設については、文化発信の拠点としての機能の高度化が求められている。

このため、平成一〇年度においては、東京国立博物館の平成館新営や法隆寺宝物館改築

奈良国立博物館の第二新館（仮称）新営及び東京国立文化財研究所新営等を引き続き推進するとともに、京都国立博物館の百年記念館（仮称）新営のための埋蔵文化財調査を計画している。また、国立国際美術館移転新営工事に着手するとともに、国立西洋美術館の新営展示施設周辺整備工事を進めることとしている。

また、九州国立博物館（仮称）については、展示や施設などの構想を具体化した基本計画の策定に着手するなど、その設置に向けた調査を進めることとしている。全国的な公募展等を行う新しい国立美術館施設（ナショナルギャラリー（仮称））については、これまでの調査研究の成果を踏まえ、環境アセスメント等の建設準備調査を進めることとしている。

さらに、収蔵品情報の公開等を行うための文化財・美術情報システムの整備・充実を図り、公私立の美術館や博物館などを含め、美術品や文化財等の情報を総合的・横断的に検索できる共通索引システムの構築を図る。これに公立文化施設に関する情報などを提供する地域文化情報システムや現代舞台情報システム、文化に関する情報を子ども向けに提供するシステムを加えた文化情報システムの整備・充実を進める。

③ 文化財の保存修理等

国宝・重要文化財（建造物）を永く保存していくためには、定期的な修理が不可欠であることから、引き続き計画的な保存修理事業を実施する。

また、平成八年度に導入された文化財登録制度による文化財建造物の登録を推進するとともに、登録された建造物の保存・活用を図るため、その修理事業に係る設計監理費の一部補助を引き続き実施する。

一方、国宝・重要文化財（美術工芸品）については、緊急に修理が必要な物件について計画的な保存修理を行い、文化財の適切な公開・活用を図るための保存修理事業に対する補助の充実を図る。

④ 伝統文化の後継者養成確保

重要無形文化財保持者（いわゆる人間国宝）が行う後継者養成・技芸錬磨のための経費の助成対象人数を九六名から一〇〇名に拡充するなど、重要無形文化財の後継者の養成・確

特集 ●新しい 私立大学を 目指して

●巻頭言
大学改革の中の私学 黒居泰彦

●座談会
二一世紀、
私立大学はこう変わる

出席者 戸田修三／奥島孝康
大沼 淳／志村尚子 司会 上杉道世

●論文 竹内 宏／水野博之

●事例紹介 立命館大学ほか

●特別記事

●学術研究における評価

◎文部時報4月臨時増刊号

中央教育審議会中間報告

◆幼児期からの心の教育の在り方について

◆今後の地方教育行政の在り方について

4月末日刊行予定

編集後記

▽今月号の特集テーマは、平成一〇年度の文教施策全般を紹介する「文教施策の進展」です。教育・学術・文化・スポーツの各分野の施策や、行政改革などと一体となって進めている教育改革への文部省の取組について、この特集を通じて御理解いただきたいと思います。

▽新年度を迎えた今月号から本誌の連載企画を一部変更しました。

新しい企画として「記念館めぐり——ゆかりの地を訪ねて」を始めます。近年、地域振興ともあいまって、音楽や美術などで地域にゆかりのある人物を顕彰した博物館、美術館が各地に増えてきていることから、これらをグラビ

アで紹介していきます。また、「私と教育、私としつけ」では外国人の方を中心に、教育やしつけについての御自身の考えや思いを語っていただきます。「天然記念物歳時記」は、全国各地の天然保護区域を北から順に紹介します。「名作シリーズ」は、国立西洋美術館の所蔵作品を一年間紹介します。

▽四月は年度替わりで、いろいろと慌ただしい中に新入生や新社会人が入ってきて新鮮な気持ちにもなるものです。新年度に向けて編集部もメンバーが大幅に入れ替わることとなりました。新年度も引き続き「文部時報」を御愛読いただきますようお願いいたします。

(K・S)

投稿歓迎

「読者からのたより」欄への投稿、「文部時報読者アンケート」を歓迎します。本誌を読んだ感想、御意見等をお寄せください。

●「読者からのたより」投稿規定

①1件につき400字以内 ②住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記（誌上匿名可） ③掲載分には薄謝進呈

※文章を一部手直しさせていただくことがあります。送り先 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部省大臣官房政策課「文部時報」編集部

※電子メールでも受け付けております。宛先名「jiho@monbu.go.jp」

●「文部時報読者アンケート」

文部時報読者アンケートは添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けております。

宛先名「jiho@monbu.go.jp」

コンピュータネットワークを利用した文教行政の広報

文部省では、我が国の文教施策等を広く皆様に紹介するため、インターネット等を利用して情報を提供しています。

インターネットアドレス：

http://www.monbu.go.jp/（半角入力）

パソコン通信：

GO コマンド(Nifty-Serve) } MONBUSHO
Jコマンド(PC-VAN)

なお、パソコン通信による情報提供は、国立教育会館の協力を得て実施しています。

MESSC. 61 月刊

文部時報 4月号

第1458号

●著作権所有——文部省◎

●発行所——株式会社 きょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12

本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16

電話 03-5349-6666(営業部) 振替口座 00190-0-161

●印刷所——株式会社行政学会印刷所

平成10年4月10日印刷
平成10年4月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 1998 ISSN 0916-9830 ●この刊行物は再生紙を使用しています。